

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在	
～2026年6月29日	2026年6月30日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第8編） （平成23年 B N S ネサ第100017号） 実施 平成23年 5月10日		▲Universal Oneサービス契約約款（第8編） （平成23年 B N S ネサ第100017号） 実施 平成23年 5月10日																							
第1章～第3章 （略） 第4章 契約 第1節 （略） 第2節 イーサネット専用サービスに係る契約 第26条～第32条 （略） （専用回線の中継区間分散） 第33条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）の請求に基づき、その専用回線（加入者回線に係る区間及び取扱所回線に係る区間を除きます。）の経路を中継区間分散により設置します。ただし、当社が別に定める専用回線についてはこの限りではありません。 （注）本条に規定する当社が別に定める専用回線は、料金表第1表（料金）に規定する第3種イーサネット専用サービスに係るもの及び中継区間二重化に係るもの		第1章～第3章 （略） 第4章 契約 第1節 （略） 第2節 イーサネット専用サービスに係る契約 第26条～第32条 （略） （専用回線の中継区間分散） 第33条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）の請求に基づき、その専用回線（加入者回線に係る区間及び取扱所回線に係る区間を除きます。）の経路を中継区間分散により設置します。ただし、当社が別に定める専用回線についてはこの限りではありません。 （注）本条に規定する当社が別に定める専用回線は、料金表第1表（料金）に規定する第3種イーサネット専用サービスに係るものとします。																							
料金表 通則 （略） 第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。） 第1類 （略） 第2類 イーサネット専用サービスに関する専用料 第1 臨時専用契約以外に関するもの 1 適用		料金表 通則 （略） 第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。） 第1類 （略） 第2類 イーサネット専用サービスに関する専用料 第1 臨時専用契約以外に関するもの 1 適用																							
<table><tr><td>区 分</td><td>内 容</td></tr><tr><td rowspan="3">(1) 種類に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。</td></tr><tr><td><table><tr><td>種 類</td><td>内 容</td></tr><tr><td>第1種イーサネット専用サービス</td><td>A T M方式により符号伝送を行うもの</td></tr></table></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		区 分	内 容	(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。	<table><tr><td>種 類</td><td>内 容</td></tr><tr><td>第1種イーサネット専用サービス</td><td>A T M方式により符号伝送を行うもの</td></tr></table>	種 類	内 容	第1種イーサネット専用サービス	A T M方式により符号伝送を行うもの			<table><tr><td>区 分</td><td>内 容</td></tr><tr><td rowspan="3">(1) 種類に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。</td></tr><tr><td><table><tr><td>種 類</td><td>内 容</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		区 分	内 容	(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。	<table><tr><td>種 類</td><td>内 容</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	種 類	内 容				
区 分	内 容																								
(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。																								
	<table><tr><td>種 類</td><td>内 容</td></tr><tr><td>第1種イーサネット専用サービス</td><td>A T M方式により符号伝送を行うもの</td></tr></table>	種 類	内 容	第1種イーサネット専用サービス	A T M方式により符号伝送を行うもの																				
	種 類	内 容																							
第1種イーサネット専用サービス	A T M方式により符号伝送を行うもの																								
区 分	内 容																								
(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。																								
	<table><tr><td>種 類</td><td>内 容</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	種 類	内 容																						
	種 類	内 容																							

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

第3種イーサネット
専用サービス

イーサネット方式により符号伝送
を行うもの

(略)

(略)

(2) 品目に係
る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定め
ます。

ア 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

<u>品 目</u>	<u>内 容</u>
<u>0.5Mb/s</u>	<u>0.5Mbit/s又は0.5Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>1.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>2.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>3.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>4.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>5.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>6.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>7.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>8.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>9 Mb/s</u>	<u>9.0Mbit/sの符号伝送が可能なも の</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>10.0Mbit/sの符号伝送が可能な もの</u>
<u>15Mb/s</u>	<u>16.0Mbit/sの符号伝送が可能な もの</u>

(2) 品目に係
る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定め
ます。

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

20Mb/s	20.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
110Mb/s	116.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
120Mb/s	127.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの

イ 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

品 目	内 容
(略)	(略)
備考	(略)

(3) 細目に係る料金の適用
当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目を定めます。

[\(ア\) 取扱所回線又は加入者回線の1芯式と2芯式の区別](#)

第3種イーサネット専用サービスに係るもの

(略)

(3) 細目に係る料金の適用
当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目を定めます。

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

区 別	内 容
<u>1 芯式</u>	<u>取扱所回線又は加入者回線が 1 芯のもの</u>
<u>2 芯式</u>	<u>取扱所回線又は加入者回線が 2 芯のもの</u>
<u>備考</u>	
<u>1 取扱所回線又は加入者回線の 1 芯式と 2 芯式の区別は第 1 種イーサネット専用サービスにあります。</u>	
<u>2 取扱所回線について、50Mb/sから120Mb/sまでの品目にあつては 2 芯式、その他の品目にあつては 1 芯式又は 2 芯式のものがあります。</u>	
<u>3 当社は 1 芯式の取扱所回線又は加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</u>	
<u>4 (7)欄に規定する取扱所回線多重又は(8)欄に規定する加入者回線多重を利用する場合において、1 の取扱所回線多重又は加入者回線多重を利用する取扱所回線又は加入者回線については、1 芯式と 2 芯式の区別は同一のものとします。</u>	

(イ) 距離区分の区別

区 別	内 容
(略)	(略)
<u>備考</u>	
1 当社は、第 3 種イーサネット専用サービスに限り、距離区分の区別を定めます。	
2 (略)	

距離区分の区別

(略)

(4) 回線距離の測定

(略)

(4) (略)

(略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(5) 最低利用
期間内に契約
の解除等があ
った場合の料
金の適用

ア (略)

イ (略)

ウ 専用契約者は、最低利用期間内にイーサネット専用サービスの品目、[1芯式と2芯式の区別の変更、\(10\)欄に規定する中継区間二重化](#)に係る変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（イーサネット専用サービスの品目、[1芯式と2芯式の区別の変更、\(10\)欄に規定する中継区間二重化に係る変更](#)又は専用回線の移転があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、イーサネット専用サービスの品目、[1芯式と2芯式の区別の変更又は\(10\)欄に規定する中継区間二重化に係る変更](#)と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料の額を合算して行います。

(6) [加入者回線を含む専用回線に係る加算料の適用](#)

[加入者回線（その加入者回線が1芯式のものに限りです。）を含む専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るものに限りです。）の加算料（加入者回線に係るものに限りです。）については、2（料金額）2－1（基本額）2－1－2（加算料）に規定する額に2,000円\(2,200円）（月額）を合算して適用します。](#)

(5) 最低利用
期間内に契約
の解除等があ
った場合の料
金の適用

ア (略)

イ (略)

ウ 専用契約者は、最低利用期間内にイーサネット専用サービスの品目に係る変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（イーサネット専用サービスの品目の区別の変更又は専用回線の移転があった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、イーサネット専用サービスの品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料の額を合算して行います。

(6) [削除](#)

[削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(7) 取扱所回線多重を利用している場合の加算料の適用

専用契約者は、取扱所回線多重（専用回線の終端（取扱所回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の場所（当社の指定する専用サービス取扱所内とします。）が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線について、その取扱所回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その取扱所回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数のイーサネット専用サービス（種類が同一のものに限ります。）の取扱所回線を1の伝送路インタフェース上で多重することをいいます。以下第2類において同じとします。）を利用してする場合の加算料は、次のア及びイの規定により適用します。

ア 取扱所回線多重に係る伝送速度の区分

当社は、取扱所回線多重に係る料金を適用するにあたって、次表に定める伝送速度の区分により、料金を適用します。

(ア) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>44.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</u>
<u>120Mb/s</u>	<u>127.0Mbit/sまでの多重化が可能なもの</u>

備考

- 1 当社は、取扱所回線に係る専用回線について、1の取扱所回線多重を利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が1 Mbit/s以上となる場合に取扱所回線多重を提供します。
- 2 取扱所回線多重に係る伝送速度の区分について、その取扱所回線多重を利用する取扱所回線の1芯式と2芯式の区別が1芯式の場合は50Mb/sのもの、2芯式の場合は120Mb/sのものがあります。
- 3 専用契約者は、取扱所回線多重の請求を行うときは、あらかじめ伝送速度の区分を指定していただきます。

(7) 取扱所回線多重を利用している場合の加算料の適用

専用契約者は、取扱所回線多重（専用回線の終端（取扱所回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の場所（当社の指定する専用サービス取扱所内とします。）が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線について、その取扱所回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その取扱所回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数のイーサネット専用サービス（種類が同一のものに限ります。）の取扱所回線を1の伝送路インタフェース上で多重することをいいます。以下第2類において同じとします。）を利用して場合の加算料は、次のア及びイの規定により適用します。

ア 取扱所回線多重に係る伝送速度の区分

当社は、取扱所回線多重に係る料金を適用するにあたって、次表に定める伝送速度の区分により、料金を適用します。

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

[4 取扱所回線多重を利用している場合の回線接続装置は、その取扱所回線の取扱所回線多重の伝送速度の区分に対応した回線接続装置（1芯式のものについては回線終端装置とします。）とします。](#)

[\(イ\)](#) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

区 分	内 容
(略)	(略)
備考 1～3 (略)	

イ 取扱所回線多重を利用している場合の加算料については、2（料金額）2－1（基本額）2－1－2（加算料）に規定する額は適用せずに、取扱所回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計値に対応した伝送速度の区分の品目に係る次の額（以下「取扱所回線多重基本額」といいます。）を専用契約者が指定したその取扱所回線多重に係る1の専用回線に適用します。

[\(ア\)](#) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

品 目	料 金 額
50Mb/s	20,000円(22,000円)
120Mb/s	32,000円(35,200円)

[\(イ\)](#) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

品 目	料 金 額
(略)	(略)

ウ [専用契約者は、取扱所回線多重に係る専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）について、当社の回線制御装置を設置していただきます。](#)

エ (略)

第3種イーサネット専用サービスに係るもの

(略)

イ 取扱所回線多重を利用している場合の加算料については、2（料金額）2－1（基本額）2－1－2（加算料）に規定する額は適用せずに、取扱所回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計値に対応した伝送速度の区分の品目に係る次の額（以下「取扱所回線多重基本額」といいます。）を専用契約者が指定したその取扱所回線多重に係る1の専用回線に適用します。

第3種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

(略)

ウ [削除](#)

エ (略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(8) 加入者回線多重を利用している場合の加算料の適用

加入者回線多重（専用回線の終端（加入者回線に係る終端に限ります。以下この欄において同じとします。）の場所が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線について、その加入者回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その加入者回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数のイーサネット専用サービス（種類が同一のものに限ります。）の加入者回線を1の伝送路インタフェース上で多重することをいいます。以下第2類において同じとします。）を利用している場合の加算料は、次のア及びイの規定により適用します。

ア 加入者回線多重に係る伝送速度の区分

当社は、加入者回線多重に係る料金を適用するにあたって、次表に定める伝送速度の区分により、料金を適用します。

(ア) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

品 目	内 容
<u>1 Mb/s</u>	<u>1.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>2.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>3.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>4.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>5.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>6.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>7.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>8.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>

(8) 加入者回線多重を利用している場合の加算料の適用

加入者回線多重（専用回線の終端（加入者回線に係る終端に限ります。以下この欄において同じとします。）の場所が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線について、その加入者回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その加入者回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数のイーサネット専用サービス（種類が同一のものに限ります。）の加入者回線を1の伝送路インタフェース上で多重することをいいます。以下第2類において同じとします。）を利用している場合の加算料は、次のア及びイの規定により適用します。

ア 加入者回線多重に係る伝送速度の区分

当社は、加入者回線多重に係る料金を適用するにあたって、次表に定める伝送速度の区分により、料金を適用します。

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

9 Mb/s	9.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
15Mb/s	16.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
110Mb/s	116.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
120Mb/s	127.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

[備考](#)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

- [1 当社は、加入者回線に係る専用回線について、1の加入者回線多重を利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が1 Mbit/s以上となる場合に加入者回線多重を提供します。](#)
- [2 専用契約者は、加入者回線多重の請求を行うときは、あらかじめ伝送速度の区分を指定していただきます。](#)
- [3 加入者回線多重を利用している場合の回線接続装置は、その加入者回線の加入者回線多重の伝送速度の区分に対応した回線接続装置（1芯式のものについては回線終端装置とします。）とします。](#)

[\(イ\) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの](#)

品 目	内 容
(略)	(略)
備考 1～3 (略)	

イ 加入者回線多重を利用している場合の加算料については、2（料金額）2－1（基本額）2－1－2（加算料）に規定する額は適用せずに、加入者回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計値に対応した伝送速度の区分の品目に係る次の額（[1の加入者回線多重を利用する加入者回線（第1種イーサネット専用サービスに係るもの](#)に限りま

[\(ア\) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの](#)

月額

品 目	料 金 額	
	1芯式のもの	2芯式のもの

第3種イーサネット専用サービスに係るもの

(略)

イ 加入者回線多重を利用している場合の加算料については、2（料金額）2－1（基本額）2－1－2（加算料）に規定する額は適用せずに、加入者回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計値に対応した伝送速度の区分の品目に係る次の額を専用契約者が指定したその加入者回線多重に係る1の専用回線に適用します。

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

1Mb/s	46,000円 (50,600円)	46,000円 (50,600円)
2 Mb/s	78,000円 (85,800円)	78,000円 (85,800円)
3 Mb/s	86,000円 (94,600円)	86,000円 (94,600円)
4 Mb/s	89,000円 (97,900円)	89,000円 (97,900円)
5 Mb/s	92,000円 (101,200円)	92,000円 (101,200円)
6 Mb/s	95,000円 (104,500円)	95,000円 (104,500円)
7 Mb/s	97,000円 (106,700円)	97,000円 (106,700円)
8 Mb/s	99,000円 (108,900円)	99,000円 (108,900円)
9 Mb/s	101,000円 (111,100円)	101,000円 (111,100円)
10Mb/s	103,000円 (113,300円)	103,000円 (113,300円)
15Mb/s	118,000円 (129,800円)	118,000円 (129,800円)
20Mb/s	123,000円 (135,300円)	123,000円 (135,300円)
30Mb/s	146,000円 (160,600円)	146,000円 (160,600円)
40Mb/s	167,000円 (183,700円)	167,000円 (183,700円)
50Mb/s	185,000円 (203,500円)	185,000円 (203,500円)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

60Mb/s	200,000円 (220,000円)	200,000円 (220,000円)
70Mb/s	213,000円 (234,300円)	213,000円 (234,300円)
80Mb/s	223,000円 (245,300円)	223,000円 (245,300円)
90Mb/s	231,000円 (254,100円)	231,000円 (254,100円)
100Mb/s	238,000円 (261,800円)	238,000円 (261,800円)
110Mb/s	255,000円 (280,500円)	255,000円 (280,500円)
120Mb/s	270,000円 (297,000円)	270,000円 (297,000円)

(イ) 第3種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

品 目	料 金 額
(略)	(略)

ウ 専用契約者は、加入者回線多重に係る専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）について、当社の回線制御装置を設置していただきます。

エ (略)

第3種イーサネット専用サービスに係るもの

月額

(略)

ウ [削除](#)

エ (略)

(9) [中継区間二重化に係る専用回線の基本額の適用](#)

ア 中継区間二重化（専用回線（第1種イーサネット専用サービスに限ります。以下この欄において同じとします。）の終端相互間の部分（取扱所回線の部分及び加入者回線の部分を除きます。以下第2類において「中継区間」といいます。）を二重化することをいいます。以下第2類において同じとします。）に係る専用回線の基本額は、 $2 \times (\text{料金額}) - 1 \times (\text{基本額}) - 1 \times (\text{基本料})$ に規定する額に0.2を乗じてその専用回線の基本額（この表の(6)欄から(8)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に含めて適用します。

(9) [削除](#)

[削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

イ アの規定にかかわらず、次の場合には、中継区間二重化を提供できないことがあります。

（ア） 中継区間二重化を提供することが技術的に困難なとき。

（イ） その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（10） サービス品質に係る料金の適用

サービス品質に係る専用回線の料金は、次のアから力の規定により適用します。

ア 故障回復に係る料金の適用

（ア） 当社は、専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻（第60条（専用契約者の切分責任）の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下ア及びウにおいて同じとします。）から起算して2時間（中継区間二重化に係る専用回線については1時間、第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線については30分とします。）以上その状態が連続したときに限り、その専用契約に係る料金（以下この欄において「故障返還料金額」といいます。）を返還します。

（イ） （略）

（ウ） （略）

（エ） 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額とします。）及び加算額（回線終端装置専用料（第3種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）に限り、その合計額（以下この欄において「故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。

（10） サービス品質に係る料金の適用

サービス品質に係る専用回線の料金は、次のアから力の規定により適用します。

ア 故障回復に係る料金の適用

（ア） 当社は、専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻（第60条（専用契約者の切分責任）の規定により、その専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下ア及びウにおいて同じとします。）から起算して30分以上その状態が連続したときに限り、その専用契約に係る料金（以下この欄において「故障返還料金額」といいます。）を返還します。

（イ） （略）

（ウ） （略）

（エ） 故障返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額とします。）及び加算額（回線終端装置専用料に限り、その合計額（以下この欄において「故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(オ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

A その専用回線が中継区間二重化に係るもの

(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

B その専用回線が第3種イーサネット専用サービスに係るもの

(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率
30分以上2時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

C A及びB以外のもの

(ア)に規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率
2時間以上4時間未満	10%
4時間以上6時間未満	20%
6時間以上8時間未満	30%

(オ) (ア)の場合における故障返還料金額は、故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

8時間以上12時間未満	40%
12時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

(カ) (ア)、(工)及び(オ)の場合において、返還する故障返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

- ① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額及び
[この表の\(13\)欄の適用による割引となる料金額の合計](#)
- ② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額及び
[この表の\(13\)欄の適用による割引となる料金額の合計](#)

B （略）

(キ) （略）

(ク) （略）

イ 故障通知時間に係る料金の適用

(カ) (ア)、(工)及び(オ)の場合において、返還する故障返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（故障返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

- ① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額
- ② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額

B （略）

(キ) （略）

(ク) （略）

イ 故障通知時間に係る料金の適用

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(ア) 当社は、専用契約者（[第3種イーサネット専用サービスにあつては](#)、付加機能（故障通知機能に限ります。）の提供を受けている専用契約者に限ります。）の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して[5分](#)以上（[第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線については3分以上とします。](#)）その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることを専用契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその専用契約者との協議により定めたものに限りま

す。以下イにおいて同じとします。）に通知しなかったときに限り、その専用契約に係る料金（以下この欄において「故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。

(イ) 当社は、次に掲げる場合には(ア)の規定を適用しません。

A （略）

B 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して[5分](#)以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に第60条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたとき

C （略）

D （略）

(ウ) 故障通知返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が発生した時点における、基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額及び加算額（回線終端装置専用料（[第3種イーサネット専用サービスに係るものに限りま](#)す。）に限ります。）の合計額（以下この欄において「故障通知返還基準額」といいます。）に[2%](#)（[中継区間二重化に係る専用回線及び第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線については3%と](#)ま

す。）を乗じて得た額とします。

(ア) 当社は、専用契約者（付加機能（故障通知機能に限ります。）の提供を受けている専用契約者に限ります。）の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して[3分](#)以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にその状態であることを専用契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその専用契約者との協議により定めたものに限りま

す。以下イにおいて同じとします。）に通知しなかったときに限り、その専用契約に係る料金（以下この欄において「故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。

(イ) 当社は、次に掲げる場合には(ア)の規定を適用しません。

A （略）

B 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して[3分](#)以上その状態が継続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内に第60条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をしたとき

C （略）

D （略）

(ウ) 故障通知返還料金額は、その専用回線の一部又は全部が利用できない状態が発生した時点における、基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額及び加算額（回線終端装置専用料に限ります。）の合計額（以下この欄において「故障通知返還基準額」といいます。）に[3%](#)を乗じて得た額とします。

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(エ) (ア)及び(ウ)の場合において、返還する故障通知返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（故障通知返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

B (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

ウ 重複故障に係る料金の適用

(エ) (ア)及び(ウ)の場合において、返還する故障通知返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（故障通知返還基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額

② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額

B (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

ウ 重複故障に係る料金の適用

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(ア) 当社は、専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合（そのことを当社が知った時刻から起算して5分以上（第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線にあっては3分以上とします。）その状態が継続したものに限り、以下、ウにおいて同じとします。）であって、その状態の発生件数を1の料金月ごとに合計した件数（以下この欄において「重複故障件数」といいます。）が3件（中継区間二重化に係る専用回線及び第3種イーサネット専用サービスに係る専用回線については2件とします。）以上となったときに限り、その専用契約に係る料金（以下この欄において「重複故障返還料金額」といいます。）を返還します。

(イ) (略)

(ウ) 重複故障返還料金額は、(ア)の状態が生じた料金月における基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額とします。）及び加算額（回線終端装置専用料（第3種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）に限り、以下この欄の規定において「重複故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。

(エ) (ア)の場合における重複故障返還料金額は重複故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

A その専用回線が中継区間二重化に係るもの及び第3種イーサネット専用サービスに係るもの

重複故障件数	料金返還率
2件	10%
3件	30%
4件以上	50%

B A以外のもの

重複故障件数	料金返還率
3件	10%

(ア) 当社は、専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合（そのことを当社が知った時刻から起算して3分以上その状態が継続したものに限り、以下、ウにおいて同じとします。）であって、その状態の発生件数を1の料金月ごとに合計した件数（以下この欄において「重複故障件数」といいます。）が2件以上となったときに限り、その専用契約に係る料金（以下この欄において「重複故障返還料金額」といいます。）を返還します。

(イ) (略)

(ウ) 重複故障返還料金額は、(ア)の状態が生じた料金月における基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額とします。）及び加算額（回線終端装置専用料に限り、以下この欄の規定において「重複故障返還基準額」といいます。）を基に算出します。

(エ) (ア)の場合における重複故障返還料金額は重複故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

4件	30%
5件以上	50%

(オ) (略)

エ 開通遅延に係る料金の適用

(ア) (略)

(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額及び加算額（回線終端装置専用料（[第3種イーサネット専用サービスに係るものに限りま](#)[す。](#)）に限りま

す。）の合計額（以下この欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）を基に算出します。
(ウ) (ア)の場合における開通遅延返還料金額は開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額としま

す。
[A その専用回線が中継区間二重化に係るもの及び第3種イーサネット専用サービスに係るもの](#)

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

[B A以外のもの](#)

開通遅延日数	料金返還率
1日	5%

(オ) (略)

エ 開通遅延に係る料金の適用

(ア) (略)

(イ) 開通遅延返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における基本額（この表の(6)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額及び加算額（回線終端装置専用料に限りま

す。）の合計額（以下この欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）を基に算出します。
(ウ) (ア)の場合における開通遅延返還料金額は開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額としま

(略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	20%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	45%

(工) (ア)、(イ)及び(ウ)の場合において、返還する開通遅延返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（開通遅延基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額及びこの表の(13)欄の適用による割引となる料金額の合計

B (略)

(オ) (略)

オ (略)

(工) (ア)、(イ)及び(ウ)の場合において、返還する開通遅延返還料金額は次のA又はBの規定により算出する料金額（以下この欄において「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

A B以外の場合

その料金月に係る月額料金（開通遅延基準額に係るもの（料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2（料金の計算方法等）及び5（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第52条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び次に掲げる場合に該当するときはその料金額の合計を減じた額とします。）

① この表の(11)欄の適用による減額となる料金額

② この表の(12)欄の適用による減額となる料金額

B (略)

(オ) (略)

オ (略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

	カ（略）		カ（略）												
(11) 継続利用期間に係る基本額の適用	ア 当社は、専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この表の(11)欄から(13)欄までにおいて同じとします。）の専用契約に基づいて専用回線の提供を開始した日（イーサネット専用サービス（第1種イーサネット専用サービスに限りま す。）の品目、1芯式と2芯式の区別の変更又は中継区間二重化に係る変更があった場合は変更した日とします。）の翌料金月の初日から起算して次表に定める期間を経過したときの基本額については、その経過期間に応じて、2（料金額）2－1（基本額）の額（この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表の(11)欄及び(12)欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。 ただし、この表の(12)欄の規定による長期継続利用に係る基本額の適用を行う専用回線については、この限りではありません。 <table><tr><td>経過期間</td><td>料金額の減額（月額）</td></tr><tr><td>1年間を超え2年間までの期間</td><td>2－1の額に0.03を乗じて得た額</td></tr><tr><td>2年間を超え3年間までの期間</td><td>2－1の額に0.05を乗じて得た額</td></tr><tr><td>3年間を超え4年間までの期間</td><td>2－1の額に0.07を乗じて得た額</td></tr><tr><td>4年間を超え5年間までの期間</td><td>2－1の額に0.09を乗じて得た額</td></tr><tr><td>5年間を超える期間</td><td>2－1の額に0.11を乗じて得た額</td></tr></table>	経過期間	料金額の減額（月額）	1年間を超え2年間までの期間	2－1の額に0.03を乗じて得た額	2年間を超え3年間までの期間	2－1の額に0.05を乗じて得た額	3年間を超え4年間までの期間	2－1の額に0.07を乗じて得た額	4年間を超え5年間までの期間	2－1の額に0.09を乗じて得た額	5年間を超える期間	2－1の額に0.11を乗じて得た額	(11) 継続利用期間に係る基本額の適用	ア 当社は、専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この表の(11)欄から(13)欄までにおいて同じとします。）の専用契約に基づいて専用回線の提供を開始した日の翌料金月の初日から起算して次表に定める期間を経過したときの基本額については、その経過期間に応じて、2（料金額）2－1（基本額）の額（この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表の(11)欄及び(12)欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。 ただし、この表の(12)欄の規定による長期継続利用に係る基本額の適用を行う専用回線については、この限りではありません。 (略)
経過期間	料金額の減額（月額）														
1年間を超え2年間までの期間	2－1の額に0.03を乗じて得た額														
2年間を超え3年間までの期間	2－1の額に0.05を乗じて得た額														
3年間を超え4年間までの期間	2－1の額に0.07を乗じて得た額														
4年間を超え5年間までの期間	2－1の額に0.09を乗じて得た額														
5年間を超える期間	2－1の額に0.11を乗じて得た額														
	イ（略）		イ（略）												
(12) 長期継続利用に係る基本額の適用	ア～キ（略）	(12) 長期継続利用に係る基本額の適用	ア～キ（略）												

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前にイーサネット専用サービスの品目、[1芯式と2芯式の区別の変更、中継区間二重化に係る変更](#)又は専用回線の移転(以下この欄において「品目等の変更」といいます。)によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、長期継続利用の廃止の場合であって、この表の(11)欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額が、この欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額を上回る場合については、この限りではありません。

区 分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間（品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する基本額差額（減少前の基本額から減少後の基本額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間（長期継続利用の廃止のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額

(13) 高額利用に係る基本額の割引の適用

ア～オ （略）

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前にイーサネット専用サービスの品目又は専用回線の移転（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、長期継続利用の廃止の場合であって、この表の(11)欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額が、この欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額を上回る場合については、この限りではありません。

(略)

(13) 高額利用に係る基本額の割引の適用

ア～オ （略）

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

[キ](#) 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する専用回線1回線当たりの基本額を確定する必要があるときは、その基本額は次の算式により算出します。

[ク](#) 前項の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額からその高額利用指定回線群を構成するすべての専用回線について前項の算式により算出した専用回線1回線当たりの基本額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を専用契約者が指定する1の専用回線（その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。）の基本額に加算するものとします。

[カ](#) (略)

[キ](#) (略)

[ク](#) [ア](#)から[キ](#)までの規定にかかわらず、専用契約者は、専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）を含む高額利用指定回線群を新たに構成する申出及び既存の高額利用指定回線群に新たに専用回線（第1種イーサネット専用サービスに係るものに限ります。）を追加する申出を行うことはできません。

(14) (略)

(略)

(14) (略)

(略)

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 基本料

2-1-1-1 [第1種イーサネット専用サービスに係るもの](#)

(1) [0.5Mb/sのもの](#)

[基本回線専用料](#)

[専用回線1回線ごとに月額](#)

距離区分等	料 金 額
15k mまでのもの	9,000円 (9,900円)
30k mまでのもの	36,000円 (39,600円)
60k mまでのもの	56,000円 (61,600円)

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 基本料

2-1-1-1 [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第 8 編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

~2026年6月29日

2026年6月30日~

100 k mまでのもの	71,000円 (78,100円)
300 k mまでのもの	96,000円 (105,600円)
500 k mまでのもの	136,000円 (149,600円)
500 k mを超えるもの	183,000円 (201,300円)

(2) 1Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	28,000円 (30,800円)
30 k mまでのもの	68,000円 (74,800円)
60 k mまでのもの	87,000円 (95,700円)
100 k mまでのもの	168,000円 (184,800円)
500 k mまでのもの	222,000円 (244,200円)
500 k mを超えるもの	369,000円 (405,900円)

(3) 2Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	64,000円 (70,400円)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

30 k mまでのもの	97,000円 (106,700円)
60 k mまでのもの	100,000円 (110,000円)
100 k mまでのもの	266,000円 (292,600円)
500 k mまでのもの	390,000円 (429,000円)
500 k mを超えるもの	647,000円 (711,700円)

(4) 3Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	82,000円 (90,200円)
30 k mまでのもの	125,000円 (137,500円)
60 k mまでのもの	135,000円 (148,500円)
100 k mまでのもの	369,000円 (405,900円)
500 k mまでのもの	536,000円 (589,600円)
500 k mを超えるもの	888,000円 (976,800円)

(5) 4Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
-----------------------	-----------------------

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

15 k mまでのもの	98,000円 (107,800円)
30 k mまでのもの	150,000円 (165,000円)
60 k mまでのもの	162,000円 (178,200円)
100 k mまでのもの	443,000円 (487,300円)
500 k mまでのもの	657,000円 (722,700円)
500 k mを超えるもの	1,094,000円 (1,203,400円)

(6) 5Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	112,000円 (123,200円)
30 k mまでのもの	171,000円 (188,100円)
60 k mまでのもの	185,000円 (203,500円)
100 k mまでのもの	505,000円 (555,500円)
500 k mまでのもの	748,000円 (822,800円)
500 k mを超えるもの	1,246,000円 (1,370,600円)

(7) 6Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	121,000円 (133,100円)
30 k mまでのもの	185,000円 (203,500円)
60 k mまでのもの	200,000円 (220,000円)
100 k mまでのもの	546,000円 (600,600円)
500 k mまでのもの	794,000円 (873,400円)
500 k mを超えるもの	1,327,000円 (1,459,700円)

[\(8\) 7Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	125,000円 (137,500円)
30 k mまでのもの	192,000円 (211,200円)
60 k mまでのもの	207,000円 (227,700円)
100 k mまでのもの	567,000円 (623,700円)
500 k mまでのもの	834,000円 (917,400円)
500 k mを超えるもの	1,396,000円 (1,535,600円)

[\(9\) 8Mb/sのもの](#)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	129,000円 (141,900円)
30 k mまでのもの	198,000円 (217,800円)
60 k mまでのもの	215,000円 (236,500円)
100 k mまでのもの	589,000円 (647,900円)
500 k mまでのもの	875,000円 (962,500円)
500 k mを超えるもの	1,465,000円 (1,611,500円)

(10) 9Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	134,000円 (147,400円)
30 k mまでのもの	205,000円 (225,500円)
60 k mまでのもの	223,000円 (245,300円)
100 k mまでのもの	611,000円 (672,100円)
500 k mまでのもの	924,000円 (1,016,400円)
500 k mを超えるもの	1,549,000円 (1,703,900円)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

(11) 10Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
<u>15 k mまでのもの</u>	<u>138,000円</u> <u>(151,800円)</u>
<u>30 k mまでのもの</u>	<u>212,000円</u> <u>(233,200円)</u>
<u>60 k mまでのもの</u>	<u>231,000円</u> <u>(254,100円)</u>
<u>100 k mまでのもの</u>	<u>632,000円</u> <u>(695,200円)</u>
<u>500 k mまでのもの</u>	<u>943,000円</u> <u>(1,037,300円)</u>
<u>500 k mを超えるもの</u>	<u>1,587,000円</u> <u>(1,745,700円)</u>

(12) 15Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
<u>15 k mまでのもの</u>	<u>146,000円</u> <u>(160,600円)</u>
<u>30 k mまでのもの</u>	<u>242,000円</u> <u>(266,200円)</u>
<u>60 k mまでのもの</u>	<u>267,000円</u> <u>(293,700円)</u>
<u>100 k mまでのもの</u>	<u>633,000円</u> <u>(696,300円)</u>
<u>500 k mまでのもの</u>	<u>1,040,000円</u> <u>(1,144,000円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

[500 k mを超えるもの](#)

1,708,000円
(1,878,800円)

(13) [20Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	152,000円 (167,200円)
30 k mまでのもの	252,000円 (277,200円)
60 k mまでのもの	279,000円 (306,900円)
100 k mまでのもの	634,000円 (697,400円)
500 k mまでのもの	1,072,000円 (1,179,200円)
500 k mを超えるもの	1,749,000円 (1,923,900円)

(14) [30Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	192,000円 (211,200円)
30 k mまでのもの	281,000円 (309,100円)
60 k mまでのもの	294,000円 (323,400円)
100 k mまでのもの	904,000円 (994,400円)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

500 k mまでのもの	1,093,000円 (1,202,300円)
500 k mを超えるもの	1,804,000円 (1,984,400円)

(15) [40Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	213,000円 (234,300円)
30 k mまでのもの	342,000円 (376,200円)
60 k mまでのもの	344,000円 (378,400円)
100 k mまでのもの	925,000円 (1,017,500円)
500 k mまでのもの	1,112,000円 (1,223,200円)
500 k mを超えるもの	2,080,000円 (2,288,000円)

(16) [50Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	273,000円 (300,300円)
30 k mまでのもの	403,000円 (443,300円)
60 k mまでのもの	427,000円 (469,700円)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

100 k mまでのもの	1,103,000円 (1,213,300円)
500 k mまでのもの	1,217,000円 (1,338,700円)
500 k mを超えるもの	2,306,000円 (2,536,600円)

[\(17\) 60Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	292,000円 (321,200円)
30 k mまでのもの	430,000円 (473,000円)
60 k mまでのもの	464,000円 (510,400円)
100 k mまでのもの	1,515,000円 (1,666,500円)
500 k mまでのもの	1,739,000円 (1,912,900円)
500 k mを超えるもの	3,109,000円 (3,419,900円)

[\(18\) 70Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	323,000円 (355,300円)
30 k mまでのもの	477,000円 (524,700円)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

60 k mまでのもの	515,000円 (566,500円)
100 k mまでのもの	1,678,000円 (1,845,800円)
500 k mまでのもの	1,951,000円 (2,146,100円)
500 k mを超えるもの	3,457,000円 (3,802,700円)

(19) [80Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	354,000円 (389,400円)
30 k mまでのもの	524,000円 (576,400円)
60 k mまでのもの	567,000円 (623,700円)
100 k mまでのもの	1,679,000円 (1,846,900円)
500 k mまでのもの	1,961,000円 (2,157,100円)
500 k mを超えるもの	3,496,000円 (3,845,600円)

(20) [90Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	385,000円 (423,500円)

Universal Oneサービス契約約款（第 8 編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

30 k mまでのもの	572,000円 (629,200円)
60 k mまでのもの	619,000円 (680,900円)
100 k mまでのもの	1,680,000円 (1,848,000円)
500 k mまでのもの	1,972,000円 (2,169,200円)
500 k mを超えるもの	3,537,000円 (3,890,700円)

(21) [100Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	416,000円 (457,600円)
30 k mまでのもの	620,000円 (682,000円)
60 k mまでのもの	645,000円 (709,500円)
100 k mまでのもの	1,681,000円 (1,849,100円)
500 k mまでのもの	1,983,000円 (2,181,300円)
500 k mを超えるもの	3,577,000円 (3,934,700円)

(22) [110Mb/sのもの](#)

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
-----------------------	-----------------------

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

15 k mまでのもの	447,000円 (491,700円)
30 k mまでのもの	745,000円 (819,500円)
60 k mまでのもの	829,000円 (911,900円)
100 k mまでのもの	1,867,000円 (2,053,700円)
500 k mまでのもの	2,446,000円 (2,690,600円)
500 k mを超えるもの	3,639,000円 (4,002,900円)

(23) 120Mb/sのもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分等	料 金 額
15 k mまでのもの	479,000円 (526,900円)
30 k mまでのもの	797,000円 (876,700円)
60 k mまでのもの	915,000円 (1,006,500円)
100 k mまでのもの	2,043,000円 (2,247,300円)
500 k mまでのもの	2,789,000円 (3,067,900円)
500 k mを超えるもの	3,750,000円 (4,125,000円)

2-1-1-2 (略)

2-1-1-2 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

2-1-2 加算料

2-1-2-1 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

(1) 取扱所回線に係るもの

基本回線専用料

1の引込線ごとに月額

区 別	料 金 額
1 芯式のもの	20,000円 (22,000円)
2 芯式のもの	32,000円 (35,200円)

(2) 加入者回線に係るもの

基本回線専用料

1の引込線ごとに月額

区 別	料 金 額	
	1 芯式	2 芯式
0.5Mb/s	31,000円 (34,100円)	31,000円 (34,100円)
1 Mb/s	46,000円 (50,600円)	46,000円 (50,600円)
2 Mb/s	78,000円 (85,800円)	78,000円 (85,800円)
3 Mb/s	86,000円 (94,600円)	86,000円 (94,600円)
4 Mb/s	89,000円 (97,900円)	89,000円 (97,900円)
5 Mb/s	92,000円 (101,200円)	92,000円 (101,200円)
6 Mb/s	95,000円 (104,500円)	95,000円 (104,500円)
7 Mb/s	97,000円 (106,700円)	97,000円 (106,700円)

2-1-2 加算料

2-1-2-1 削除

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

8 Mb/s	99,000円 (108,900円)	99,000円 (108,900円)
9 Mb/s	101,000円 (111,100円)	101,000円 (111,100円)
10Mb/s	103,000円 (113,300円)	103,000円 (113,300円)
15Mb/s	118,000円 (129,800円)	118,000円 (129,800円)
20Mb/s	123,000円 (135,300円)	123,000円 (135,300円)
30Mb/s	146,000円 (160,600円)	146,000円 (160,600円)
40Mb/s	167,000円 (183,700円)	167,000円 (183,700円)
50Mb/s	185,000円 (203,500円)	185,000円 (203,500円)
60Mb/s	200,000円 (220,000円)	200,000円 (220,000円)
70Mb/s	213,000円 (234,300円)	213,000円 (234,300円)
80Mb/s	223,000円 (245,300円)	223,000円 (245,300円)
90Mb/s	231,000円 (254,100円)	231,000円 (254,100円)
100Mb/s	238,000円 (261,800円)	238,000円 (261,800円)
110Mb/s	255,000円 (280,500円)	255,000円 (280,500円)
120Mb/s	270,000円 (297,000円)	270,000円 (297,000円)

2-1-2-2 (略)

2-1-2-2 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

2-2 加算額

2-2-1 (略)

2-2-2 回線終端装置の部分

(1) 第1種イーサネット専用サービスに係るもの

<u>回線終端装置専用料</u>			<u>月額</u>	
<u>料金種別</u>			<u>単位</u>	<u>料金額</u>
<u>端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの</u>	<u>10BASE-Tのもの</u>	<u>下記以外のもの</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>5,000円</u> <u>(5,500円)</u>
		<u>特定加入者回線に係るもの</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>6,000円</u> <u>(6,600円)</u>
	<u>100BASE-TXのもの</u>	<u>下記以外のもの</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>10,000円</u> <u>(11,000円)</u>
		<u>特定加入者回線に係るもの</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>11,000円</u> <u>(12,100円)</u>
		<u>取扱所回線多重又は加入者回線多重に係るもの</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>25,000円</u> <u>(27,500円)</u>
<u>端末側インタフェースが光ケーブルのもの</u>	<u>1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの</u>	<u>下記以外のもの</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>35,000円</u> <u>(38,500円)</u>
		<u>取扱所回線多重又は加入者回線多重に係るもの</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>50,000円</u> <u>(55,000円)</u>

(2) (略)

2-2 加算額

2-2-1 (略)

2-2-2 回線終端装置の部分

(1) 削除

(2) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

2-2-3 (略)

2-2-4 (略)

第2 (略)

第3類 (略)

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事に関する費用を除きます。）

第1 工事費

高速デジタル伝送サービス及びイーサネット専用サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定)	工事費は、施工した工事に係る回線接続等工事費、回線終端装置工事費、 屋内配線工事費 、機器工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。						
(2) 回線接続等工事費、回線終端装置工事費、 屋内配線工事費 及び機器工事費の適用)	回線接続等工事費、回線終端装置工事費、 屋内配線工事費 及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>回線接続等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	回線接続等工事費等の適用	ア (略)	(略)	イ (略)	(略)
区 分	回線接続等工事費等の適用						
ア (略)	(略)						
イ (略)	(略)						

2-2-3 (略)

2-2-4 (略)

第2 (略)

第3類 (略)

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事に関する費用を除きます。）

第1 工事費

高速デジタル伝送サービス及びイーサネット専用サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定)	工事費は、施工した工事に係る回線接続等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。						
(2) 回線接続等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用)	回線接続等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>回線接続等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	回線接続等工事費等の適用	ア (略)	(略)	イ (略)	(略)
区 分	回線接続等工事費等の適用						
ア (略)	(略)						
イ (略)	(略)						

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

ウ 屋内配線工事費	次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間
エ 機器工事費	(略)

(3)～(8) (略) (略)

2 工事費の額

(1) 専用回線の設置、専用サービスの品目の変更、インタフェースによる区別の変更、超高速品目のサービスクラスの変更、帯域設定による区別の変更、中継回線の符号伝送速度による区別の変更、[取扱所回線の1芯式と2芯式の区別の変更](#)、専用回線の移転若しくは一時移転、取扱所回線多重の利用、加入者回線多重の利用、[中継区間二重化の利用](#)、付加機能の利用、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、移転又は回線相互接続に関する工事

区 分				単位	工事費の額
ア 回線接続等工事費	(ア) (イ)以外の場合	①	A	取扱所回線 1	2,000円
		②以外の場合	B以外の場合	回線ごと又は加入者回線 1回線ごとに	(2,200円)

ウ (略)	(略)
-----------------------	-----

(3)～(8) (略) (略)

2 工事費の額

(1) 専用回線の設置、専用サービスの品目の変更、インタフェースによる区別の変更、超高速品目のサービスクラスの変更、帯域設定による区別の変更、中継回線の符号伝送速度による区別の変更、専用回線の移転若しくは一時移転、取扱所回線多重の利用、加入者回線多重の利用、付加機能の利用、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、移転又は回線相互接続に関する工事

区 分			単位	工事費の額
ア 回線接続等工事費	(ア) (イ)以外の場合	①	取扱所回線 1	2,000円
		②以外の場合	回線ごと又は加入者回線 1回線ごとに	(2,200円)

Universal Oneサービス契約約款（第 8 編）【現改比較表】 2026年6月30日現在	
～2026年6月29日	2026年6月30日～

				B 取扱 所回 線多 重又 は加 入者 回線 多重 の場 合	2の取扱所回 線又は加入者 回線以降、1 の取扱所回線 又は加入者回 線ごとに	1,000円 (1,100円)					
② イー サネ ット	A B以 外の 場合	取扱所回線1 回線ごと又は 加入者回線 1 回線ごとに	20,000円 (22,000円)				<table><tr><td>② (略)</td><td>A (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	② (略)	A (略)	(略)	(略)
② (略)	A (略)	(略)	(略)								

Universal Oneサービス契約約款（第8編）【現改比較表】 2026年6月30日現在

～2026年6月29日

2026年6月30日～

		専用 サー ビス （第 3種 イー サネ ット 専用 サー ビス の場 合に 限り ま す。 ）の 場合	B 取扱 所回 線多 重又 は加 入者 回線 多重 の場 合	2の取扱所回 線又は加入者 回線以降、1 の取扱所回線 又は加入者回 線ごとに	5,000円 (5,500円)
	(イ) 付加機 能に関する 工事費	①～③	(略)	(略)	(略)
イ 回線終端装置等工事費					別に算定する 実費
<u>ウ 屋内配線 工事費</u>	<u>(ア) 既設配 線を利用しな い場合</u>	<u>ケーブル配線 以外の配線</u>	<u>1 配線ごとに</u>	<u>4,800円 (5,280円)</u>	
		<u>ケーブル配線</u>	<u>1 配線ごとに</u>	<u>16,300円 (17,930円)</u>	
	<u>(イ) 既設配 線を利用する 場合</u>	<u>ケーブル配線 以外の配線</u>	<u>1 配線ごとに</u>	<u>2,400円 (2,640円)</u>	

			B (略)	(略)	(略)
	(イ) (略)	①～③	(略)	(略)	(略)
イ (略)					(略)

Universal Oneサービス契約約款（第 8 編）【現改比較表】 2026年6月30日現在									
～2026年6月29日					2026年6月30日～				
			ケーブル配線	1 配線ごとに	9,600円 (10,560円)				
工 機器工事費	回線接続装置				別に算定する 実費	ウ 機器工事費	(略)		(略)
オ 開通サポート工事費			1 の工事ごとに		別に算定する 実費	エ 開通サポート工事費	(略)		(略)
(2) (略)					(2) (略)				